

地域型保育事業の認可事務について

平成26年11月17日

1 地域型保育事業とは

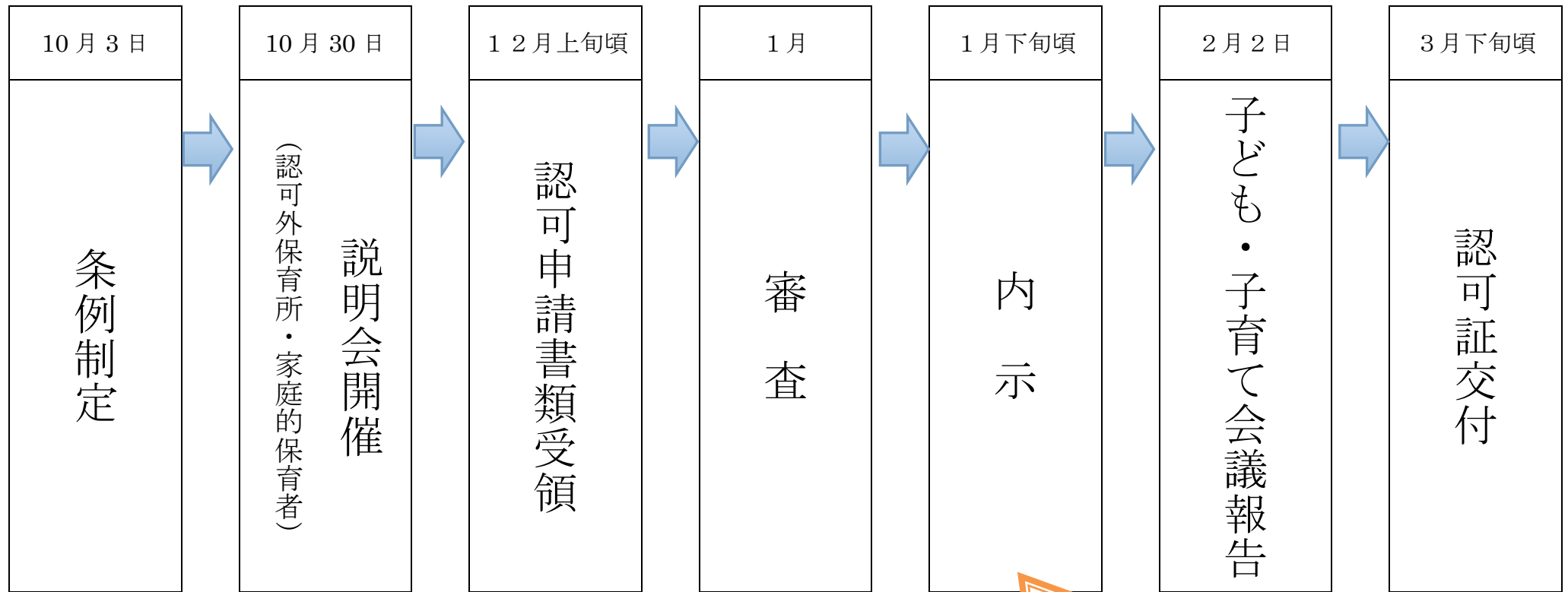
- 子ども・子育て支援新制度において創設された制度で、3歳未満児を中心に保育を行う。
- 利用定員は19人以下（事業所内保育事業を除く）の小規模な保育所で、現行の家庭的保育者（保育ママ）や認可外保育所からの移行が想定される。
- 施設に対する財政支援は、市から「地域型保育給付」を事業者を支払う。
- 地域型保育事業の利用者は、市が定める基準に従って施設に保育料を納める。
- 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、市が認可する。

事業名	定員	保育従事者	配置率（乳幼児：保育者）	面積基準（乳幼児一人当たりの面積）
家庭的保育事業	5人以下	家庭的保育者	0～2歳 3：1	0～2歳 3.3㎡以上
小規模保育事業A型	6人以上19人以下	保育士	0歳 3：1 1・2歳 6：1 +1	0・1歳 3.3㎡以上 2歳 1.98㎡以上
小規模保育事業B型	6人以上19人以下	保育士1/2	0歳 3：1 1・2歳 6：1 +1	0・1歳 3.3㎡以上 2歳 1.98㎡以上
小規模保育事業C型	6人以上10人以下	家庭的保育者	0～2歳 3：1	0～2歳 3.3㎡以上
居宅訪問型保育事業	1人	家庭的保育者	0～2歳 3：1	基準なし
事業所内保育事業	1人以上	保育士	0歳 3：1 1・2歳 6：1	0・1歳 3.3㎡以上 2歳 1.98㎡以上

2 認可に当たっての考え方

- ① 既存の認可保育所などの保育施設と競合しないように配慮する。
- ② 「藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める基準を満たす施設を認可する。
- ③ 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
- ④ 欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合は認可しないことができる。

3 認可の流れ



内示見込み

小規模保育所A型	7か所
小規模保育所C型	7か所
家庭的保育所	3か所